

各報道機関 様

令和4年10月7日配信

## 住民訴訟判決を受けて市長コメント

平成31年3月に佐賀地方裁判所に提訴され、令和4年3月18日に判決が言い渡された住民訴訟(市が民間事業者に委託した契約行為「平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託契約」及び「平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(2工区)業務委託契約」)の無効を認めさせ、損害賠償を求めるもの)の控訴審において、本日、福岡高等裁判所で判決が言い渡されました。

判決では、原告の請求が退けられ本市の主張が認められたものと受け止めております。

本市としましては、今後も引き続き、市政の適切な運営に努めてまいります。

新幹線駅周辺整備関連の業務委託契約6件について、それぞれ違法であると佐賀地方裁判所に提訴された分(うち2件は併合となり、判決は4本となりました。)の控訴審判決です。

2件はすでに判決が出されています。残りの1件は、後日判決が出される予定です

嬉野市長 村上大祐

<お問い合わせ>

嬉野市役所 総務・防災課

担当 太田 Tel.0954-66-9111